相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市南川原町一六五番地、最後の住所岩手県花巻市星が丘一丁目一八番三〇号　被相続人　亡　照井　勤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

岩手県花巻市大通り一丁目五番二号

相続財産管理人　弁護士　安澤裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市船川港双六字打越一三〇番地、最後の住所秋田県秋田市将軍野東三丁目四番一三号　被相続人　亡　菅原　純二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

秋田県秋田市山王三丁目八番三四号、山王ツインビル二階、小林・寺沢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺沢　修平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡広野町大字折木字東下四六番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新妻　教孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

福島県いわき市平字新田前六番地二

相続財産管理人　弁護士　永山健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市国府台五丁目九番、最後の住所千葉県市川市国府台五丁目九番八号　被相続人　亡　鈴木　利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

千葉県市川市南八幡四―五―二〇　エムワイビル五A　アライズ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東四つ木四丁目六五〇番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市富岡三丁目一番七号　被相続人　亡　鈴木　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

千葉県松戸市松戸一三三六―七　東風園ビル四階　筒井綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大石　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区上矢部三丁目三九一番地五、最後の住所神奈川県相模原市中央区千代田一丁目三番五号　被相続人　亡　松坂　達巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

相模原市南区相模大野三丁目一六番七号

弁護士法人サガミ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区河原町二丁目三一三番地の一八、最後の住所横浜市港北区新羽町七九〇番地　新横浜ガーデンコートA―四〇五号　被相続人　亡　橋浦　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

横浜市都筑区茅ケ崎中央四四―五カトレアビル九〇二　横浜北部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市和倉町ヲ部二二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥村　章典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

石川県羽咋市南中央町キ一四三番地三

相続財産管理人　司法書士　圓山晃一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡津幡町字竹橋テ五三番地、最後の住所石川県金沢市森山一丁目二一番八号　被相続人　亡　越﨑　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

事務所石川県野々市市本町五丁目一一番一七号ＭＫＫビル二〇三号ののいち法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木村　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

山梨県南アルプス市桃園六六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野田　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号鶴田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川崎　杏奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区石川新町三番、最後の住所静岡県静岡市清水区石川新町三番六六号　被相続人　亡　堀　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

静岡県静岡市葵区追手町一〇番二〇九号

新中町ビル二階　牧田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧田　晃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区古江西町一一八七番地、最後の住所広島市安佐北区亀山西二丁目二番一一―二一一号　被相続人　亡　早見　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月九日

広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム四丁目八番二〇号、事務所広島県広島市中区八丁堀二番四号

相続財産管理人　那賀　健二

第39期決算公告　平成25年4月9日

東京都港区元赤坂一丁目2番3号

サントリーサービス株式会社

代表取締役　杉田　章

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	442,018
	固定資産	56,955
	資産合計	**498,973**
負債及び純資産の部	流動負債	250,840
	固定負債	49,103
	負債合計	**299,944**
	株主資本	199,029
	資本金	50,000
	資本剰余金	149,029
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	136,529
	（うち当期純利益）	（22,087）
	純資産合計	**199,029**
	負債・純資産合計	**498,973**